

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年2月12日
【四半期会計期間】	第87期第3四半期（自平成27年10月1日至平成27年12月31日）
【会社名】	燦ホールディングス株式会社
【英訳名】	SAN HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古内 耕太郎
【本店の所在の場所】	大阪府中央区北浜二丁目6番11号 (平成28年1月1日から本店所在地は大阪府中央区道修町三丁目6番1号から上記に移転しております。なお同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	06 - 6208 - 3331 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 鈴江 敏一
【最寄りの連絡場所】	大阪府北区天神橋四丁目6番39号 (平成27年12月21日から最寄りの連絡場所は大阪府中央区道修町三丁目6番1号から上記に移転しております。)
【電話番号】	06 - 6208 - 3331 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 鈴江 敏一
【縦覧に供する場所】	燦ホールディングス株式会社 東京本社 (東京都港区南青山一丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第3四半期 連結累計期間	第87期 第3四半期 連結累計期間	第86期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
営業収益 (千円)	13,327,333	13,671,197	18,437,228
経常利益 (千円)	1,334,106	1,260,165	2,021,319
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	732,009	130,815	985,270
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	732,009	130,815	985,270
純資産額 (千円)	21,440,339	21,599,746	21,693,600
総資産額 (千円)	25,716,942	26,544,494	26,734,309
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	130.33	23.29	175.42
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	83.4	81.4	81.1

回次	第86期 第3四半期 連結会計期間	第87期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失 金額( ) (円)	39.47	54.23

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」から重要な変更があった事項は、以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものです。

また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

#### (6) 厚生年金基金の影響について

当社及び2社を除く連結子会社は、総合設立型の「大阪府貨物運送厚生年金基金」に加入しております。同厚生年金基金は、平成26年2月25日開催の代議員会において特例解散の方針を決議いたしましたが、このたび解散認可申請に必要な事業主および加入員等の同意書の取得が完了しました。

解散に伴う損失の金額につきましては、翌期以降に解散による損失が発生する可能性が高く、かつ、解散手続の進行に伴い現時点の解散スケジュールに基づく合理的な見積りが可能な状況となりましたので、同厚生年金基金解散に伴う損失見込額6億24百万円を、特別損失に厚生年金基金解散損失引当金繰入額として、固定負債に厚生年金基金解散損失引当金として計上しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末現在において、同厚生年金基金は代議員会における特例解散の決議に基づく解散認可申請を未だ実施しておりません。今後、特例解散の認可申請を行い、解散認可を得た後、さらに1年ないし1年半後の同厚生年金基金の清算業務終了時点で金額が確定するため、最終的な当社グループの負担額は変動する可能性があります。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

#### (1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新興国経済の減速の影響がみられるものの、企業収益が原油安に支えられて明確な改善を続けるなかで、設備投資は緩やかな増加基調となりました。また、個人消費は雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移したうえ、堅調な訪日外国人需要が加わり景気は緩やかな回復を続けています。先行きについては、国内景気は政策効果が下支えとなり緩やかな回復を続けていくとみられるものの、アメリカの金融政策正常化の影響や中国をはじめとする新興国経済の減速等による海外の景気下振れが懸念されています。

葬祭市場においては、故人および喪主の高齢化に加え、地域社会や職場の人間関係の希薄化等の影響もあり会葬者の減少が続いています。また、儀礼や慣習の規範性の低下や消費者の価値観の多様化を背景に、家族葬を選択する方が増加しています。

一方、将来推計人口によると長期にわたる安定的な葬儀需要の拡大が見込まれるため、葬祭業界では葬儀専用会館が全国各地で新規出店されているほか、会員制度への入会勧誘や事前相談を通じた葬儀会社間の顧客獲得競争は厳しさを増しています。また、低価格・簡易型の葬儀に特化した事業者の攻勢もあり、葬儀単価は依然として下落基調が続いています。

以上のような事業環境の変化をふまえ、当社グループでは平成28年3月期を最終年度とする中期経営計画に基づき、新規会館の出店および建築後年数の経過した大規模会館のリニューアルに取り組んでいます。前者については、平成27年9月28日に「公益社 西大寺会館」（奈良県奈良市）、平成28年1月25日に「公益社 六甲道会館」（神戸市灘区）をオープンし、さらに平成28年3月に「公益社 甲南山手会館」（神戸市東灘区）のオープンを予定しています。後者については、平成27年6月29日に「公益社 天神橋会館」（大阪市北区）を新築リニューアルオープンしたほか、「公益社 西宮山手会館」（兵庫県西宮市）、「公益社 枚方会館」（大阪府枚方市）等の新築リニューアル計画を進めています。また、燦ホールディングス(株)および(株)公益社の大阪本社・本部機能ならびにエクセル・サポート・サービス(株)の本社を平成27年12月21日に「燦ホールディングスグループ 大阪本社」（大阪市北区）に移転、集約したことにより、グループ会社間の連携強化と間接部門の中長期的なコスト削減を図ってまいります。

厳しい競争環境のもとグループ葬祭3社における既存店の巻き返しと新店の効果により、当第3四半期連結累計期間（以下、当期）の営業収益は136億71百万円となり、前年同四半期[以下、前年同期]比2.6%の増収となりました。

一方、営業費用は前述の天神橋会館の新築リニューアル、西宮山手会館および枚方会館の新築リニューアル計画等に伴う減価償却費の増加を中心に3.9%増加しました。また、当社および一部の子会社が加入する厚生年金基金の解散に伴う損失見込額を、特別損失に厚生年金基金解散損失引当金繰入額として6億24百万円計上しました。

この結果、営業利益は12億54百万円（前年同期比5.8%減）、経常利益は12億60百万円（前年同期比5.5%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は1億30百万円（前年同期比82.1%減）と、いずれも減益となりました。

セグメントの業績は次の通りです。

#### 公益社グループ

公益社グループの中核会社である(株)公益社においては、新規会館の出店効果も加わり葬儀件数は前年同期比3.2%増加したうえに、大規模葬儀（金額5百万円超の葬儀と定義）の件数、単価がともに伸長したことにより、全体の葬儀単価が前年同期を上回り、葬儀施行収入は3.9%の増収となりました。一般葬儀においては、首都圏、関西圏ともに件数を伸長させた反面、葬儀の小型化傾向の影響を受ける結果となりました。

葬儀後の販売やサービス提供においては、上期に落ち込んでいた仏壇販売収入および返礼品収入が前年同期並みとなり、手数料収入が堅調に推移したことで増収となりました。

営業費用については、集客マーケティングの強化に伴い広告宣伝費は増加しましたが、(株)公益社大阪本社の葬儀サポート部門の業務改善効果等により人件費が減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は114億52百万円（前年同期比1.7%増）となり、セグメント利益は9億37百万円（前年同期比25.7%増）となりました。

#### 葬仙グループ

葬仙グループの(株)葬仙においては、米子エリアでのシェア回復等により葬儀件数が増加し、葬儀単価を前年同期並みの水準に維持したことで、葬儀施行収入が増収となったほか、葬儀後の販売も増収となりました。

一方、人員増による人件費の増加および車両の入替えや本社費の見直しに伴う固定費の増加を統制可能費の削減でまかなうことができず、営業費用は増加しました。

この結果、当セグメントの売上高は9億60百万円（前年同期比1.6%増）となりましたが、セグメント損失は54百万円（前年同期は51百万円の損失）となりました。

#### タリイグループ

タリイグループの(株)タリイにおいては、顧客ニーズに対応した葬儀基本セットの全面改定と商品の見直しおよび広告宣伝の強化が奏功し、葬儀件数が前年同期比19.2%増加したことで、葬儀単価の低下を補い葬儀施行収入が増収となりました。葬儀後の販売やサービス提供においても、返礼品販売収入や手数料収入を中心に増収となりました。

一方、営業費用については、既存会館建替え計画に伴い、耐用年数の見積りの変更による減価償却費が53百万円発生したほか、既存会館設備の利便性・快適性の向上のための支出を増加させました。

この結果、当セグメントの売上高は10億7百万円（前年同期比14.5%増）となりましたが、セグメント利益は53百万円（前年同期比44.7%減）にとどまりました。

#### 持株会社グループ

持株会社グループの燦ホールディングス(株)においては、グループ会社からの配当収入および不動産収入が増加したことで増収となりました。

その一方で、天神橋、西宮山手、枚方の公益社各会館の新築リニューアル計画等に伴い、耐用年数の見積りの変更による減価償却費が2億86百万円発生しました。

この結果、当セグメントの売上高は36億51百万円（前年同期比10.8%増）となりましたが、営業費用も増加したため、セグメント利益は11億28百万円（前年同期比2.6%増）にとどまりました。

## (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当期において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

### 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の皆様の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値は、事業に携わる人材、立地や内部設備面で利便性の高い葬祭専用施設、葬祭サービスの主要構成部分（車両運行、生花、料理、サービススタッフ、返礼品・仏壇等）の調達力、長年の施行経験に基づく運営ノウハウ、及び企業の担当部門との人的な信頼関係や「社葬セミナー」等の企画運営力などからなると考えております。その中で最も大切なものは「人」そのものであり、これこそが企業価値の主要な源泉と認識しております。

当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

#### ア 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するため、従来から葬祭サービスの質の向上に飽くことのない取組みを続けてまいりました。具体例として、エンバーミング（遺体衛生保全）による新たな顧客満足の創造、葬祭ディレクター養成のための研修プログラムの構築を挙げるすることができます。

平成21年4月には、予想される社会環境及び顧客、競合の変化をふまえ、当社グループの将来あるべき姿を「10年ビジョン」として定め、同時に創業以来大切にしてきた価値観と将来への思いを結晶化し、社員の価値判断の基軸とするとともにグループの求心力の核として、経営理念（注）を再定義いたしました。

（注）経営理念とは、

「私たちは、大切な人との最後のお別れを尊厳あるかたちでお手伝いします。そして、それにとどまらず、人生のマイナスからプラスへのステップを支える最良のパートナーを目指します。」

であります。

当社グループのコア・コンピタンスすなわち、お客様のご家族の状況や要望を把握し、オーダーメイドできる知識、経験、対応力に富んだプロフェッショナル人材こそが、競合他社に対する持続的優位性であると考えており、儀式やサービスを通じて故人を尊厳あるかたちでお送りし、遺族の悲しみをケアするといった葬儀本来の役割を認識した上で、個々のお客様に応じてカスタマイズされた「ホスピタリティサービス」を提供すること、お客様の変化を察知し新たな葬儀スタイルを提案することが、時代の変化に対応するために求められていると考えております。

したがって、企業価値向上への取組みとして、社員が自分の仕事にやりがいを見出し、誇りと安心感をもって働ける環境づくりが必要であると考えており、その一環として、平成24年4月に新人事制度を導入いたしました。これにより、社員の内発的動機を高め、先に述べた「ホスピタリティサービス」すなわち、個々のお客様さまに応じた質の高い葬祭サービスの提供を目指してまいります。

こうした、従業員満足度の向上と顧客満足度の向上を実現することが、企業価値の向上を通じた社会への貢献であり、ひいては株主の皆様共同の利益の最大化につながるものと考えております。

新たに策定した中期経営計画（平成25年度～平成27年度）においては、引き続き理念と行動規範の浸透に取り組みるとともに、前中期経営計画で未完了の基盤整備を完遂いたします。さらに、平成21年4月に策定したビジョンを見直し、従来からのコア・コンピタンスである「ホスピタリティサービス」を進化させつつ、東西の大都市圏を中心とした営業エリアの拡大やライフエンディングサービス業への進化を目指した多角化などの顧客価値の提供を中長期的に目指します。

また、企業集団の形成としては、平成16年10月1日から持株会社体制へ移行し、これまでに葬祭会社2社を完全子会社化いたしました。

今後も、社会の変化に伴う経営環境の変化に対して積極的に適応し、グループの発展をより力強いものとしていく企業集団であり続けたいと考えております。

さらに、当社は、コーポレート・ガバナンス強化・充実のため、平成10年から執行役員制度及び取締役と執行役員について業績連動報酬制度を導入し、平成13年の定時株主総会において取締役の任期を2年から1年に短縮することにより、意思決定の迅速化と経営責任の明確化を図るとともに、平成18年5月の取締役会において決定した、内部統制システム構築の基本方針の下、「燦ホールディングスグループ コンプライアンス行動規範・行動基準」を制定し、コンプライアンス委員会によりこれを周知徹底し、体制の維持・向上を図っております。そして、平成22年6月から社外取締役を選任することにより、客観的かつ専門的な視点から、取締役会の適切な意思決定、経営監督の実現を図っております。

当社は、これらのことを進めることにより、企業価値の向上に努め、基本方針の実現に邁進しております。

#### イ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月13日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の内容を一部改定の上、更新すること（以下改定後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、本プランについて株主の皆様のご意思を反映すべく、第84期定時株主総会において本プランについての当社株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（当社取締役会が友好と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様が当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行うこと等を可能とし、また、上記方針に反し当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることを目的としております。

本プランは、買付等のうち、a.当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、又はb.当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを対象とします。当社は、当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、本プランに規定する手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書の提出を求め、さらに買付内容等の検討に必要な情報の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、代替案（もしあれば）等が、独立社外者から構成される独立委員会に提供され、その判断を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得たうえで、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件に該当し、新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。また、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の勧告することもできるものとします。

この新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当該買付者等以外の株主の皆様は、原則として、新株予約権1個当たり1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める価額を払い込むことにより、新株予約権1個につき1株の当社普通株式を取得することができます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当て等の実施もしくは不実施又は株主総会招集等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、第84期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしています。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当て等が実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込その他新株予約権行使のを行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス [http://www.san-hd.co.jp/ir/pdf/130513\\_0.pdf](http://www.san-hd.co.jp/ir/pdf/130513_0.pdf)）に掲載する平成25年5月13日付プレスリリースにおいて開示されております。

#### 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

ア に記載した企業価値向上への取組み及びコーポレート・ガバナンス強化のための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ安定的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、その内容も、前記のとおり、飽くことのない品質向上、人的及び物的資産の拡充等を含む合理的なものであり、かつ、コーポレート・ガバナンス強化・充実に配慮された公正なものであることから、まさに当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、イ に記載した本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを具体化するものとして、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入されたものであり、第84期定時株主総会において株主の皆様にもご承認いただいております。その内容も、合理的な客観的要件が設定されている上、その発動にあたっては、独立社外者によって構成される独立委員会の判断を経ることが必要とされており、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることもできることになっております。加えて発動にあたって株主総会により株主の皆様のご意思を反映することもできることになっております。また、その有効期間は第84期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、その期間途中でであっても当社取締役会によりいつでも廃止できるとされています。

従って、本プランは、公正性・客観性が担保されており、当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### (3) 研究開発活動

該当事項はありません。



### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	21,000,000
計	21,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成27年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,082,008	6,082,008	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	6,082,008	6,082,008		

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成27年10月1日～ 平成27年12月31日		6,082,008		2,568,157		5,488,615

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 465,300	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,615,100	56,151	-
単元未満株式	普通株式 1,608	-	-
発行済株式総数	6,082,008	-	-
総株主の議決権	-	56,151	-

(注) 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の名義書換失念株式が1,900株（議決権19個）含まれております。

【自己株式等】

平成27年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 （％）
(自己保有株式) 燦ホールディング ス株式会社	大阪市中央区道修町 三丁目6番1号	465,300	-	465,300	7.65
計	-	465,300	-	465,300	7.65

(注) 平成28年1月1日から住所は「大阪市中央区北浜二丁目6番11号」へ移転しております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,760,524	2,923,864
営業未収入金	649,167	778,117
商品及び製品	121,689	121,725
原材料及び貯蔵品	25,277	28,013
その他	418,442	421,125
貸倒引当金	551	221
流動資産合計	4,974,550	4,272,626
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	17,126,148	17,439,338
土地	11,435,491	11,438,975
リース資産(純額)	213,519	233,819
その他(純額)	1,541,913	1,539,419
有形固定資産合計	19,317,073	19,651,553
無形固定資産		
のれん	207,770	103,885
その他	122,617	75,531
無形固定資産合計	330,388	179,416
投資その他の資産		
長期貸付金	431,057	402,345
不動産信託受益権	538,485	494,350
差入保証金	675,507	701,716
その他	484,358	858,306
貸倒引当金	17,111	15,821
投資その他の資産合計	2,112,297	2,440,898
固定資産合計	21,759,759	22,271,868
資産合計	26,734,309	26,544,494

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
営業未払金	761,546	837,180
短期借入金	2 15,000	2 15,000
1年内返済予定の長期借入金	176,947	171,200
リース債務	67,508	61,914
未払法人税等	527,133	37,993
賞与引当金	450,654	180,161
役員賞与引当金	64,658	35,822
移転損失引当金	30,000	57,000
設備未払金	-	63,012
その他	898,207	865,279
流動負債合計	2,991,654	2,324,564
固定負債		
長期借入金	1,180,300	1,051,900
リース債務	157,858	192,557
移転損失引当金	87,000	118,938
厚生年金基金解散損失引当金	-	624,301
退職給付に係る負債	144,006	153,223
資産除去債務	175,792	177,828
その他	304,096	301,433
固定負債合計	2,049,054	2,620,183
負債合計	5,040,709	4,944,747
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,568,157	2,568,157
資本剰余金	5,488,615	5,488,615
利益剰余金	14,650,167	14,556,318
自己株式	1,013,340	1,013,345
株主資本合計	21,693,600	21,599,746
純資産合計	21,693,600	21,599,746
負債純資産合計	26,734,309	26,544,494

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
営業収益	13,327,333	13,671,197
営業費用	10,904,887	11,330,351
営業総利益	2,422,445	2,340,846
販売費及び一般管理費		
役員報酬	154,311	159,310
給料	250,294	258,467
賞与	43,414	46,798
賞与引当金繰入額	21,370	22,786
役員賞与引当金繰入額	36,945	35,822
貸倒引当金繰入額	69	1,620
のれん償却額	155,520	103,885
減価償却費	45,285	46,500
その他	383,684	414,823
販売費及び一般管理費合計	1,090,895	1,086,772
営業利益	1,331,550	1,254,073
営業外収益		
受取利息	8,824	7,814
受取配当金	4	5
国庫補助金収入	11,148	-
雑収入	25,359	19,745
営業外収益合計	45,336	27,565
営業外費用		
支払利息	16,289	9,286
固定資産圧縮損	11,148	-
移転損失引当金繰入額	-	4,242
雑損失	15,342	7,943
営業外費用合計	42,780	21,473
経常利益	1,334,106	1,260,165
特別利益		
固定資産売却益	18	0
特別利益合計	18	0
特別損失		
固定資産除却損	7,962	2,438
減損損失	-	118,238
移転損失引当金繰入額	-	80,000
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	-	624,301
特別損失合計	7,962	824,978
税金等調整前四半期純利益	1,326,162	435,187
法人税、住民税及び事業税	419,369	468,944
法人税等調整額	174,783	164,571
法人税等合計	594,153	304,372
四半期純利益	732,009	130,815
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	732,009	130,815

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
四半期純利益	732,009	130,815
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
四半期包括利益	732,009	130,815
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	732,009	130,815
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

## 【注記事項】

### （会計方針の変更）

#### （企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

### （表示方法の変更）

#### （四半期連結損益計算書）

前第3四半期連結累計期間において、「営業外費用」に独立掲記しておりました「解体撤去費用」は、営業外費用の総額の100分の20以下となったため、当第3四半期連結累計期間より「雑損失」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「解体撤去費用」10,334千円及び「雑損失」5,007千円を「雑損失」15,342千円として組み替えております。

### （会計上の見積りの変更）

#### （有形固定資産の耐用年数の変更）

当社および連結子会社の一部は、当第3四半期連結会計期間において、「公益社 枚方会館」の建替えを決議いたしました。当該建替え決議に伴い、利用不能となる当社および連結子会社の保有する資産については、耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の減価償却費は28,675千円増加し、営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益はそれぞれ同額減少しております。

### （追加情報）

#### （厚生年金基金の特例解散）

当社および連結子会社の一部が加入する「大阪府貨物運送厚生年金基金」は、平成26年2月25日開催の代議員会において特例解散の方針を決議いたしました。

その後、解散認可申請に必要な事業主および加入員等の同意書の取得が完了したことにより翌期以降に解散による損失が発生する可能性が高く、かつ、解散手続の進行に伴い現時点の解散スケジュールに基づく合理的な見積りが可能な状況となりましたので、同基金解散に伴う損失見込額624,301千円を、特別損失に厚生年金基金解散損失引当金繰入額として、固定負債に厚生年金基金解散損失引当金として計上しております。



(四半期連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
建物	12,405千円	10,404千円
その他(工具、器具及び備品)	4,037	4,037
計	16,442	14,441

2 コミットメントライン契約(特定融資枠契約)

資金調達の機動性確保並びに資金効率の向上を目的として、3金融機関との間でコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
コミットメントの総額	2,000,000千円	1,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	2,000,000	1,000,000

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
減価償却費	570,753千円	899,898千円
のれんの償却額	155,520	103,885

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	112,332	20	平成26年3月31日	平成26年6月25日	利益剰余金
平成26年11月11日 取締役会	普通株式	112,332	20	平成26年9月30日	平成26年12月1日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	112,332	20	平成27年3月31日	平成27年6月26日	利益剰余金
平成27年11月12日 取締役会	普通株式	112,332	20	平成27年9月30日	平成27年12月7日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	公益社 グループ	葬仙 グループ	タライ グループ	持株会社 グループ	計		
売上高							
外部顧客への 売上高	11,249,438	945,653	879,899	252,342	13,327,333	-	13,327,333
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	16,195	-	41	3,041,836	3,058,073	3,058,073	-
計	11,265,633	945,653	879,941	3,294,178	16,385,406	3,058,073	13,327,333
セグメント利益 又は損失( )	745,706	51,071	95,986	1,099,347	1,889,969	555,862	1,334,106

(注)1. セグメント利益又は損失( )の調整額の内容は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	金額
持株会社が連結子会社から受 け取った配当金の相殺消去額	400,000
のれん償却額	155,520
債権債務の相殺消去に伴う貸 倒引当金の調整額	342
合計	555,862

2. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
 該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自平成27年4月1日 至平成27年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	公益社 グループ	葬仙 グループ	タリイ グループ	持株会社 グループ	計		
売上高							
外部顧客への 売上高	11,437,599	960,742	1,007,218	265,637	13,671,197	-	13,671,197
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	15,126	-	40	3,385,856	3,401,024	3,401,024	-
計	11,452,726	960,742	1,007,258	3,651,493	17,072,221	3,401,024	13,671,197
セグメント利益 又は損失( )	937,717	54,314	53,089	1,128,377	2,064,869	804,704	1,260,165

(注) 1. セグメント利益又は損失( )の調整額の内容は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	金額
持株会社が連結子会社から受 け取った配当金の相殺消去額	700,000
のれん償却額	103,885
債権債務の相殺消去に伴う貸 倒引当金の調整額	818
合計	804,704

2. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

(単位：千円)

	公益社 グループ	葬仙 グループ	タリイ グループ	持株会社 グループ	合計
減損損失	-	85,238	-	33,000	118,238

(注) 当第3四半期連結累計期間におけるセグメントごとの概要は、以下のとおりであります。

葬仙グループは、営業活動から生ずる損益が継続的にマイナスとなる見込みのため、自社会館等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

持株会社グループは、「公益社 枚方会館」を平成29年8月、同一敷地内に新築リニュー・アルオープンする旨、平成27年12月に決議したことにより、回収可能性が著しく低下したため、当会館の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	130円33銭	23円29銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	732,009	130,815
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	732,009	130,815
普通株式の期中平均株式数(株)	5,616,612	5,616,612
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

第87期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の中間配当については、平成27年11月12日開催の取締役会において、平成27年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当金の総額	112,332千円
1株当たり中間配当金	20円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成27年12月7日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月1日

燦ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川崎 洋文 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 南方 得男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている燦ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、燦ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。